

北海道科学大学大学院学則（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院は、学部の教育の基礎のうえに高度学術の理論及びその応用を教授研究し、その深奥を究めて産業・医療・文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を果たすために、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学大学院は、前項の点検及び評価に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

（課 程）

第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力と社会的要請に即応する高度の専門性を有する職業に必要な卓越した能力を養うものとする。

3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行ない、高度の専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（修業年限等）

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 工学研究科博士課程及び保健医療学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 工学研究科博士課程及び保健医療学研究科博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期課程を「修士課程」とし後期課程を「博士後期課程」として扱うものとする。

4 薬学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

5 前各項の規定にかかわらず、職業を有する等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、各課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

6 長期履修に関する事項は別に定める。

（在学年限）

第5条 修士課程の学生は4年を超えて在学することができない。

2 工学研究科工学専攻博士後期課程及び保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

3 薬学研究科博士課程の学生は8年を超えて在学することができない。

（研究科及び専攻）

第6条 本学大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

工学研究科	機械工学専攻	修士課程
	電気電子工学専攻	修士課程
	情報工学専攻	修士課程
	建築学専攻	修士課程

都市環境学専攻 修士課程
 工学専攻 博士後期課程
 薬学研究科 臨床薬学専攻 博士課程
 保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程
 リハビリテーション科学専攻 修士課程
 医療技術学専攻 修士課程
 保健医療学専攻 博士後期課程

(人材の養成に関する目的)

第7条 各研究科・各専攻の人材の養成に関する目的は、別表1のとおりとする。

第2章 収容定員

(収容定員)

第8条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	機械工学専攻	5名	10名
	電気電子工学専攻	4名	8名
	情報工学専攻	4名	8名
	建築学専攻	4名	8名
	都市環境学専攻	4名	8名
保健医療学研究科	看護学専攻	5名	10名
	リハビリテーション科学専攻	4名	8名
	医療技術学専攻	4名	8名
計		34名	68名

研究科名	専攻名	博士後期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	工学専攻	6名	18名
保健医療学研究科	保健医療学専攻	3名	9名
計		9名	27名

研究科名	専攻名	博士課程	
		入学定員	収容定員
薬学研究科	臨床薬学専攻	3名	12名
計		3名	12名

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第9条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 本学大学院の休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号から第5号の休業日については、毎年度学年暦により定めるものとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 開学記念日 5月10日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学の資格)

第13条 本学大学院修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

2 工学研究科工学専攻博士後期課程及び保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位

置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

3 薬学研究科臨床薬学専攻博士課程に入学できる者は、日本の薬剤師免許を有する者又は、薬剤師免許取得手続き中の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 6年制の薬学教育課程を修了した者

(2) 修士の学位を有する者

(3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の願い出)

第14条 入学志願者については、選考のうえ入学を許可する。

2 選考の方法及び時期等については、別に定める。

(入学の許可)

第15条 入学を許可された者は、指定期日までに別に定める手続きをしなければならない。

2 前項の諸手続きを指定期日までに完了しない者については、入学許可を取り消すものとする。

(再入学及び転入学)

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、欠員がある場合に限り、審査のうえ再入学又は転入学を許可することがある。

(1) 本学大学院を第19条の規定により退学した者又は第20条第3号の規定により除籍となった者で、再入学を志願する者

(2) 他の大学院の学生で、当該大学長又は研究科長の承認を得て転入学を志願する者

(休 学)

第17条 病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学できないときは、休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付するものとする。

2 休学期間は、当該年度内とする。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 修士課程の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 工学研究科工学専攻博士後期課程、保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程及び薬学研究科臨床薬学専攻博士課程の休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 前3項の休学の期間は、所定の在学年限に算入しない。

(復 学)

第18条 休学中の者が前条第1項により許可された期間満了の場合、又は期間中であってもその理由

が消滅し復学しようとするときは、願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第19条 病気その他やむを得ない理由によって、退学しようとするときは、理由を明記した退学願を提出して許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当するときは、除籍する。

- (1) 第5条の在学年限を超えたとき
- (2) 第17条の休学期間を超えたとき
- (3) 授業料を納めず、督促してもなお納めないとき
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明のとき

第5章 教育方法等

(教育方法)

第21条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本学大学院は、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目及び単位数)

第22条 本学大学院における授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(履修方法等)

第23条 本学大学院における授業科目に対する授業内容及び研究指導の内容ならびにこれらの履修方法は、別に定める。

2 指導教員が必要と認めるときは、学長の許可を得て本学大学院の他の専攻の修士課程もしくは本学の学部の授業科目を指定して履修させ、当該課程の修得単位とすることができる。

3 前項の規定により修得した大学院の単位は、10単位を超えない範囲で、第31条に定める修了のために必要とする単位数に含めることができる。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第24条 本学大学院は、本学大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他大学院における授業科目の履修)

第25条 本学大学院において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、学長の許可を得て当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条に規定する単位と合わせて10単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなし、第31条に定める修了のために必要とする単位数に含めることができる。

(単位の認定)

第26条 授業科目を履修した者に対しては、試験等の総合評価により、その合格者に所定の単位を与える。

(単位計算方法)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する

ことを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技及び製図については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習、実技又は製図のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組合わせに応じ、第1号及び第2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価)

第28条 授業科目の成績評価は、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)に分け、優(A)、良(B)、可(C)を合格とし、不可(D)を不合格とする。

(成績の評価方法)

第29条 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち一あるいは、二以上の方法の併用により評価することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 本学大学院において教育研究上有益と認めるときは、入学する前に他大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第25条により本学大学院において修得したとみなす単位とあわせて10単位を超えないものとする。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(修了の要件)

第31条 修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上又は長期履修期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 工学研究科博士課程及び保健医療学研究科博士課程の修了要件は、本学大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、修了までに工学研究科博士課程は52単位以上、保健医療学研究科博士課程は54単位以上を修得し、かつ指導のもと必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、当該研究科の当該課程に3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第13条第2項第6号により博士後期課程に入学した場合の修了要件は、当該研究科の当該課程に3年以上在学し、当該研究科所定の科目について単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、当該研究科の当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 薬学研究科臨床薬学専攻博士課程の修了要件は、本学大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、当該研究科の当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査等)

第32条 修士論文及び博士論文の審査については、各研究科において定める。

- 2 各研究科は、修士論文及び博士論文の審査について必要があるときは、他大学の大学院の教員等の協力を求めることができる。
- 3 各研究科は、その目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(最終試験)

第33条 最終試験に関する事項は、各研究科において別に定める。

(学位の授与)

第34条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 本学大学院に博士の学位論文を提出した者には、別に定める学位規程により、博士の学位を授与することができる。
- 4 学位の授与に関する事項は、別に定める学位規程によるものとする。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第35条 第13条又は第16条の規定により入学を志願する者は、入学検定料として別表3に定める金額を納めなければならない。

(入学金及び授業料)

第36条 第15条により入学する者は、入学金及び授業料として、別表3に定める金額を納めなければならない。

第37条 前2条の金額は、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

(授業料の納期)

第38条 授業料は、指定の期日までに納めなければならない。ただし、授業料は、年額を4月、9月の2回に分けて納めることができる。

(入学検定料、入学金及び授業料の返還)

第39条 すでに納めた入学検定料、入学金及び授業料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、授業料は、1年次に入学前の一定の期日までに申し出た場合はこの限りでない。

(休学者の授業料)

第40条 休学期間中は授業料を免除する。

- 2 学期開始後に休学を許可されたときは、その学期の授業料は納めなければならない。

(転学、退学、除籍者の授業料)

第41条 転学、退学、除籍のときにおける授業料は、その学期に属する分を徴収する。ただし、第20条第4号に該当する場合は、未納の授業料を免除することができる。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

第8章 奨学金制度

(奨学金)

第42条 学長は、業績優秀な学生には奨学金を給付することができる。

- 2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第9章 教職員組織及び運営組織

(本学大学院担当教員)

第43条 本学大学院における授業及び研究指導は、本学大学院担当教員がこれを行う。

(非常勤教員)

第44条 本学大学院は、非常勤教員を委嘱することができる。

2 非常勤教員に関する事項は、別に定める。

(企画運営会議)

第45条 本学に、学長の諮問に応じて、次の事項を審議するため、企画運営会議を置く。

- (1) 教育課程の編成、運営に関する事項
- (2) 管理、運営全般に関する事項
- (3) 将来計画(事業計画、業務計画を含む)に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 財務計画に関する事項
- (6) 予算審議に関する事項
- (7) 国外研修及び長期国内研修に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

2 企画運営会議に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第46条 本学大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長及び本学大学院担当の教授を委員として組織する。ただし、必要があるときはその他の教員を加えることができる。

3 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれにあたり、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した教授にその職務を代行させることができる。

(審議事項)

第47条 研究科委員会は、学長がつかさどる次に掲げる事項について決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(事務処理)

第48条 本学大学院に関する事務処理は、本学事務局において行うものとする。

第10章 特別研究生及び科目等履修生

(特別研究生)

第49条 本学大学院において、特定事項につき研究を行おうとする者があるときは、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て特別研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、特別研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第50条 学長は、本学大学院及び他の大学院の学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、学生の教育に支障のない限り、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与は、第26条の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生の取り扱い)

第51条 学長は、本学大学院学則第13条に定める入学資格を有する外国人が、本学大学院に入学を志願するときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の適用)

第52条 本学大学院学則は、特に定めるもののほか外国人留学生にも適用する。

第12章 教職課程

(教育職員免許状)

第53条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係わる高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、本学大学院に2年以上又は長期履修期間以上在学して修士の学位を有し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類は、次のとおりとする。

専攻名	免許状の種類	免許教科
機械工学	高等学校教諭専修免許状	工業
電気電子工学	高等学校教諭専修免許状	工業
情報工学	高等学校教諭専修免許状	情報
建築学	高等学校教諭専修免許状	工業
都市環境学	高等学校教諭専修免許状	工業

第13章 研究指導施設等

(学生研究室等)

第54条 本学大学院に学生研究室及び実験実習室を置く。

(大学の施設利用)

第55条 本学の諸施設は、必要に応じ本学大学院学生の研究指導及び厚生・保健等に用いる。

第14章 学生の諸活動

(学生の諸活動)

第56条 学生の諸活動に関しては、本学学則第61条に基づく学生の諸活動に関する規程を準用する。

第15章 環境施設等の維持保全

(環境等の保全)

第57条 学生は、学内の良好な環境の維持向上に努め、施設、設備、備品等の使用にあたっては故意に破損、滅失するなどの行為があってはならない。

2 施設、設備、備品等の管理に関しては、本学が別に定める施設・設備等使用規程を準用する。

第16章 賞 罰

(表 彰)

第58条 学業が特に優秀な者、又は学生の模範となる行為をした者は、学長がこれを表彰することができる。

2 表彰に関する事項は、本学学則第63条第2項を準用する。

(懲 戒)

第59条 本学大学院の規則に違反し、又は、その他学生として本分に反する行為をした者に対しては、懲戒を行う。

2 懲戒は、次の3種とし、学長がこれを決定する。

(1) 譴 責

(2) 停 学

(3) 退 学

3 学生で次の各号の一に該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 刑罰法令に違反した行為をした者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者

(3) 学業を怠り、成業の見込みがないと認めた者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、又は名誉を傷つけた者

4 懲戒に関する事項は、本学学則第64条第4項を準用する。

第17章 雑 則

(準用規定)

第60条 本学大学院学則に定めるもののほか、学生にかかわる必要事項は、本学学則を準用する。

(運用規定等)

第61条 本学大学院学則及び本学学則によりがたい事項については、その都度決める。

付 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成2年度の学生総定員は、第5条の規定にかかわらず18名とする。

1 この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成2年度入学生に対しては適用しない。

1 この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成3年度以前の入学生に対しては適用しない。

1 この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成4年度以前の入学生に対しては適用しない。

1 この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1及び第27条に基づく別表2は、平成6年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1及び第27条に基づく別表2は、平成6年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1のうち、応用電子工学専攻の部門の名称の改正は、全学年に適用し、授業科目名及び第27条に基づく別表2は、平成8年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成9年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1及び第27条に基づく別表2は、平成10年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1及び第28条は、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1及び第23条第2項は、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項の電気工学専攻における平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1及び第42条第2項の応用電子工学専攻は、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の2に基づく別表3及び第19条に基づく別表1は、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の2に基づく別表3及び第19条に基づく別表1は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度に薬学研究科に転入学した学生については、第4章入学・休学・退学及び除籍等、第5章教育方法等、第6章課程の修了要件及び学位の授与、第8章奨学金制度を別に定め適用する。
- 2 第7条に基づく別表1及び第22条に基づく別表2は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条に基づく別表2の1、2の2、2の3、2の4、2の5、2の6、2の7、2の8、2の9、2の10は、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成32年4月1日から施行する。

別表1 人材の養成に関する目的

工学研究科		わが国と北方圏における活力の持続、安全安心の確保、個人生活の充実に寄与する手法・技術に関する得意領域で卓越した専門能力を有し、併せて他領域の人々と協働して課題を解決するための豊かな学識を備えた高度な専門的職業人又は研究者を養成することを目的とする。
専攻	機械工学専攻	熱流体工学、固体力学、材料・加工、制御工学の分野における高度で深い機械工学の学識を身に付け、さらに自らの得意領域における研究テーマに創造的なアプローチで取り組むことで、実社会で要求される機械工学関連の諸問題を解決できる能力を有する高度専門技術者、また知識基盤社会をリードする高度で知的な素養と社会性を備えた技術者、及び研究機関や大学等における研究者の養成を目的とする。
	電気電子工学専攻	エレクトロニクス・電気エネルギー・電気電子デバイス分野における高度で深い電気電子工学の学識を身に付け、さらに自らの得意領域における研究テーマに創造的なアプローチで取り組むことで、実社会で要求される電気電子工学関連の諸問題を解決できる能力を有する高度専門技術者、また知識基盤社会をリードする高度で知的な素養と社会性を備えた技術者、及び研究機関や大学等における研究者の養成を目的とする。
	情報工学専攻	ネットワーク、人工知能、ソフトウェア、ゲームデザイン分野における高度で深い情報工学の学識を身に付け、さらに自らの得意領域における研究テーマに創造的なアプローチで取り組むことで、実社会で要求される情報工学関連の諸問題を解決できる能力を有する高度専門技術者、また知識基盤社会をリードする高度で知的な素養と社会性を備えた技術者、及び研究機関や大学等における研究者の養成を目的とする。
	建築学専攻	北方圏の積雪寒冷地固有の問題も含めた建築計画・意匠学、建築環境・設備工学、建築構造工学、建築材料学、建築生産工学の各分野における最新の実務に即した設計手法や建築技術の習得のもとに、自らの得意領域で、今後の社会の発展に寄与できる課題を見出し、高度な課題解決能力で地域社会に貢献する持続可能で安全・安心な居住環境を創出できる建築設計者・技術者又は研究者の養成を目的とする。
	都市環境学専攻	建設と環境に関わる工学分野における学術的な基盤の上に、積雪寒冷地に関する高度な知識を身に付けさせ、さらに自らの得意領域における研究テーマに創造的なアプローチで取り組むことで、実社会で要求される建設と環境に関わる工学関連の複合的な諸問題を解決できる能力を有する高度専門技術者、社会基盤施設の整備・維持管理あるいは防災・減災の分野において、さまざまな意見や複合する課題を総合調整できる幅広い視野を有する技術者、及び研究機関や大学等における研究者の養成を目的とする。
	工学専攻	機械工学、電気工学、応用電子工学、建設工学のいずれかの領域における豊かな学識を基礎として独自の視点から学術的知見を提供できる研究能力と、他者と協力して俯瞰的視点から課題解決にあたることのできるマネジメント力、リーダーシップを具え、細分化する専門分野の枠を越えて実践的に活躍できる研究者あるいは高度専門技術者を養成する。
薬学臨床薬学専攻		薬剤師としての知識を基礎に、実務に直結する研究課題を自らが発見・解決する高度な専門職業人として、科学的思考・研究マインド・研究能力を身に付け、地域医療の担い手として、各種専門・認定薬剤師を目指す薬剤師、臨床薬学の研究者、治験・臨床開発従事者などの高度な専門的人材、及び薬学部学生、大学院薬学研究科学生への教育・研究を担う大学教員、大学における研究者の養成を目的とする。
保健医療学研究科		保健衛生学に関する学術の理論及びその応用を教授研究し、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業に必要な卓越した能力を培い、保健・医療の進展に寄与する人材の養成を目的とする。
専攻	看護学専攻	学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、自ら研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた看護教育や看護実践を支える中核的な役割を果たす看護職者の養成を目的とする。
	リハビリテーション科学専攻	学部教育で修得した理学療法学及び義肢装具学に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、自ら研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた実践現場を支える中核的な役割を果たす人材の養成を目的とする。
	医療技術学専攻	学部教育で修得した臨床工学及び放射線技術学に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、自ら研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた実践現場を支える中核的な役割を果たす人材の養成を目的とする。
	保健医療学専攻	学術研究を担う者としての自覚や意識と自立して研究活動を行うに足る研究能力を有して、現代社会が直面する保健医療分野の諸課題を多角的に分析し、専門分野における問題解決に向けた理論や実践を開発することのできる研究者を養成する。また、研究者の養成と同様の要素に加えて、大学教育を担う者としての自覚や意識と授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる教育者の養成を目的とする。

別表2の1～別表2の10（略）

別表 2 の 11 教育課程表 保健医療学研究科 保健医療学専攻（博士後期課程）

区分	授 業 科 目	単位数		開 設 期						備 考	
		必修	選択	1 年次		2 年次		3 年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期		
共通科目	保健医療学基盤研究	2		○							
	保健医療学研究方法	2			○						
	保健医療学研究倫理		2	○							
	小計（3科目）	4	2								
専修科目	保健医療学特殊研究Ⅰ		2	○							
	保健医療学特殊研究Ⅱ		2	○							
	保健医療学特殊研究Ⅲ		2	○							
	保健医療学特殊研究Ⅳ		2	○							
	保健医療学特殊研究Ⅴ		2	○							
	小計（5科目）	0	10								
展開科目	研究開発基盤研究		2	○							
	研究開発実践研究		2		○						
	大学教育基盤研究		2	○							
	大学教育実践研究		2		○						
	小計（4科目）	0	8								
研究科目	保健医療学特別研究	12		○							
	小計（1科目）	12	0								
計		16	20								

別表 3

入学検定料、入学金及び授業料

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	

研究科・専攻		項目	入学金	授業料	備 考
工学研究科	機械工学専攻		200,000円	760,000円	本学の学部を卒業した者及び大学院を修了した者が入学するときは、入学金を免除する。長期履修学生の授業料は、通常の学生が標準修業年限に納める授業料の総額を認められた長期履修期間に分割して納めるものとする。
	電気電子工学専攻				
	情報工学専攻				
	建築学専攻				
	都市環境学専攻				
	工学専攻				
薬学研究科	臨床薬学専攻		200,000円	840,000円	
保健医療学研究科	看護学専攻		200,000円	800,000円	
	リハビリテーション科学専攻				
	医療技術学専攻				
	保健医療学専攻				

特別研究生

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学の卒業生及び修了生は免除する。
授 業 料	10,000円	月額

科目等履修生

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学の卒業生及び修了生は免除する。
授 業 料	1単位10,000円	

北海道科学大学大学院研究科委員会規程

(目 的)

第1条 北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則第46条に基づき、本学大学院の研究科委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 委員会は、大学院研究科長（以下「研究科長」という。）及び本学大学院各研究科担当の教授を委員として組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 3 前項における運用上の細目は、別に定める。

(審議事項)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事項
 - (2) 研究指導、学位論文及び学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程及び教育の改善に関する事項
 - (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
 - (5) その他学長の諮問する事項
- 2 委員会は、学長及び委員会が置かれる組織の長が司る次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、学長及び組織の長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 学術研究に関する事項
 - (2) 学生の退学、休学、除籍、その他学生の身分に関する事項
 - (3) 学生の厚生補導に関する事項
 - (4) 学則に関する事項
 - (5) その他本学大学院に関する重要事項
- 3 博士課程の学位授与に関する審査を行う場合は、大学院担当教員資格審査規程第2条に基づき、次の各号の教員が行うものとする。
- (1) 研究指導を担当し、かつ授業を担当する教員
 - (2) 研究指導補助を担当し、かつ授業を担当する教員
- 4 修士課程の学位授与に関する審査を行う場合は、大学院担当教員資格審査規程第3条に基づき、次の各号の教員が行うものとする。
- (1) 研究指導を担当し、かつ授業を担当する教員
 - (2) 研究指導補助を担当し、かつ授業を担当する教員

(会議の招集及び議長)

第4条 委員会の会議は、毎月1回を定例とする。ただし、研究科長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

第5条 研究科長は、議案を通知して委員会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ研究科長が指名した教授にその職務を代行させることができる。

- 2 構成員総数の3分の1以上から会議招集の請求があったときは、研究科長は10日間以内にこれを招集しなければならない。

(会議の成立要件)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第7条 必要な会議決定事項は、速やかに関係者に通知しなければならない。

(議事録の作成及び保管)

第8条 委員会の議事録作成者及び議事録署名人は別に定める。

2 議事録は、学長の管理のもとに教務課長がこれを保管する。

(運営委員会)

第9条 本学大学院に関する管理・運営の大綱及び各研究科、専攻間の連絡調整、委員会に付議する議案の調整、その他学長が諮問する重要事項の審議を行うため、各研究科に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、研究科長を議長として各専攻長をもって構成する。

3 前項の構成員のほか、学長が認めた場合は、他構成員を加えることができるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が決定する。

付 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

この規程の改正に伴い、「大学院工学研究科運営規程」は廃止する。

1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成32年4月1日から施行する。

北海道科学大学大学院研究科委員会規程細目

(目 的)

第1条 この細目は、北海道科学大学大学院研究科委員会規程第2条第3項の運用について、必要な事項を定める。

(研究科委員会の区分)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる区分により運営し、区分ごとに審議事項を定める。

1 研究科の助教以上による研究科委員会（研究科委員会）

- (1) 学術研究に関する事項
- (2) 学生の入学、修了に関する事項
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (4) 学則に関する事項
- (5) 教育課程及び教育の改善に関する事項
- (6) 研究指導、学位論文及び学位の授与に関する事項
- (7) 学生の厚生補導に関する事項
- (8) 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する事項
- (9) その他関連する事項

2 専攻の助教以上による研究科委員会（専攻会議）

- (1) 専攻の教育課程の編成並びに運営に関する事項
- (2) 学修、成績など学生の就学に関する事項
- (3) 学生の退学、休学、除籍、その他学生の身分に関する事項
- (4) その他関連する事項

(細目の改廃)

第3条 この細目の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

付 則

- 1 この細目は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この細目は、平成32年4月1日から施行する。